

第4章 予報及び警報等

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区分	種類	発表機関	摘要
気象予報警報 [法第10条第1項] 気象業務法 [第14条の2第1項]	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	気象官署（札幌管区気象台、釧路地方気象台、帯広測候所）	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報 [法第10条第2項] 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 [第14条の2第3項]	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 気象官署共同 （帯広開発建設部、帯広建設管理部、上記気象官署）	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 （法第16条）	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道 （帯広開発建設部、帯広建設管理部）	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

第2節 気象庁が行う予報及び警報

1 気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報

気象官署の長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

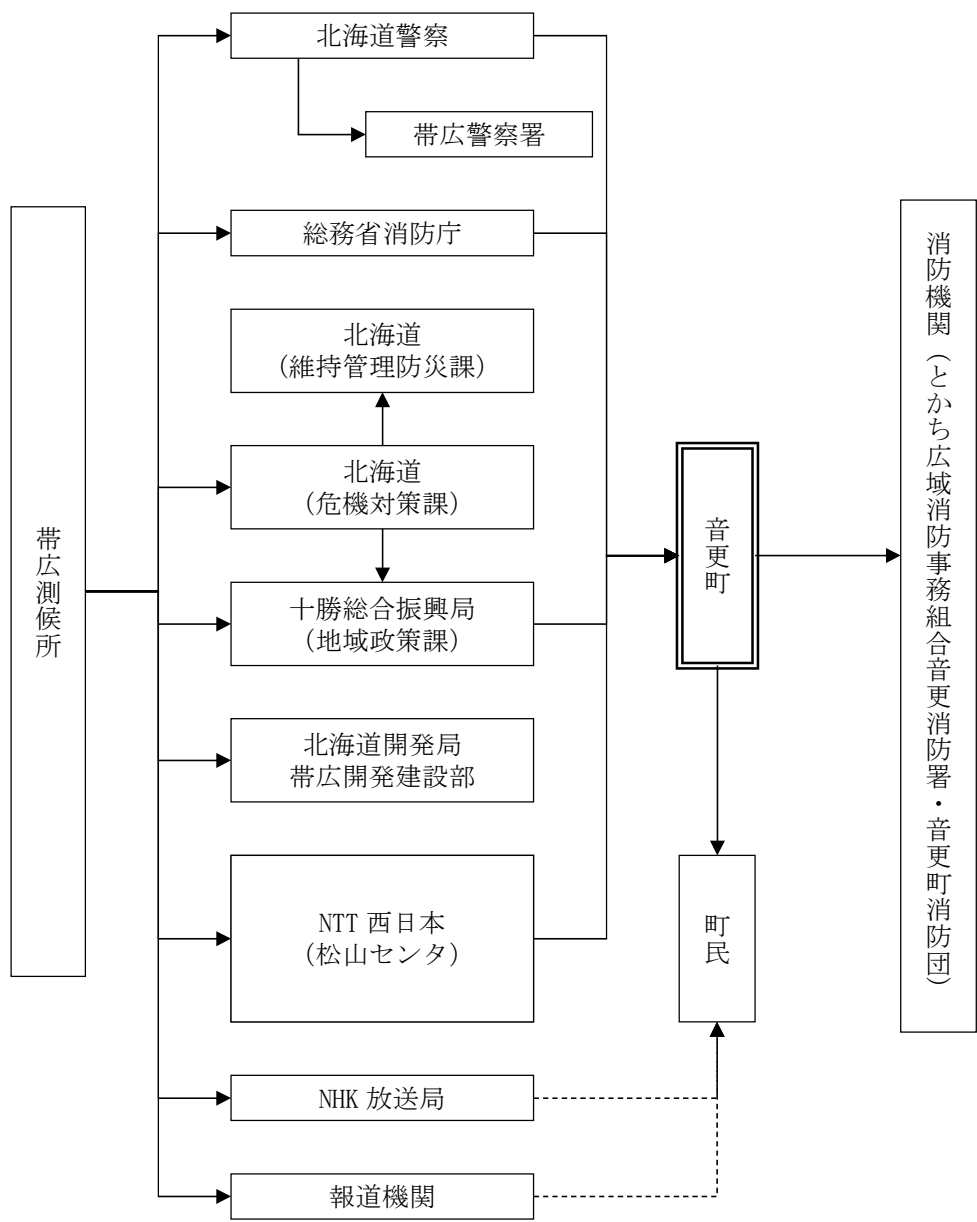
※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

（大雨警報・洪水警報等を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は資料編3-5のとおりである。

※資料編3-5：キキクルの種類と概要

2 警報等の伝達経路及び手段



(注: —→ は法定伝達経路、-----→ は放送又は無線)

第3節 洪水予報河川における洪水予報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

(水位の危険度レベル、水位の名称等)

水位の危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予報	町・町民に求める行動等
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保
レベル4 (危険)	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難
レベル3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難
レベル2 (注意)	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動
レベル1	水防団待機水位	(発表なし)	水防団待機

2 国の機関が行う洪水予報

(1) 洪水予報河川

国土交通省と気象庁が共同して洪水予報を行う河川のうち町に関わる河川は、次のとおりである。

ア 洪水予報を行う河川、区域及び実施機関

水系名	河川名	基準地点	区域	実施機関
十勝川	十勝川	共栄橋 帯広 茂岩	左岸：上川郡清水町字熊牛38番の5地先～海 右岸：上川郡新得町字屈足東2線25番地先～海	帯広開発建設部 釧路地方気象台 帯広測候所
	音更川	士幌 音更	左岸：河東郡士幌町字士幌幹西3線187番地先 ～十勝川への合流点 右岸：河東郡士幌町字上音更基線204番地先 ～十勝川への合流点	

イ 洪水予報の対象となる基準観測所

洪水予報区域名	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
十勝川	十勝川	共栄橋	上川郡清水町 字人舞東1線 (kp93.6)	143.50	144.30	145.20	145.40
		帯広	帯広市大通北2丁目 2-2地先 (kp56.6)	34.20	35.20	36.80	37.40
		茂岩	中川郡豊頃町 牛首別29線261番地 (kp21.0)	6.20	6.90	10.00	10.90
	音更川	士幌	河東郡士幌町 字百戸 (kp30.0)	206.10	206.50	207.30	207.90
		音更	河東郡音更町 字下音更東1線37-7地先 (kp9.1)	72.40	73.10	73.80	74.20

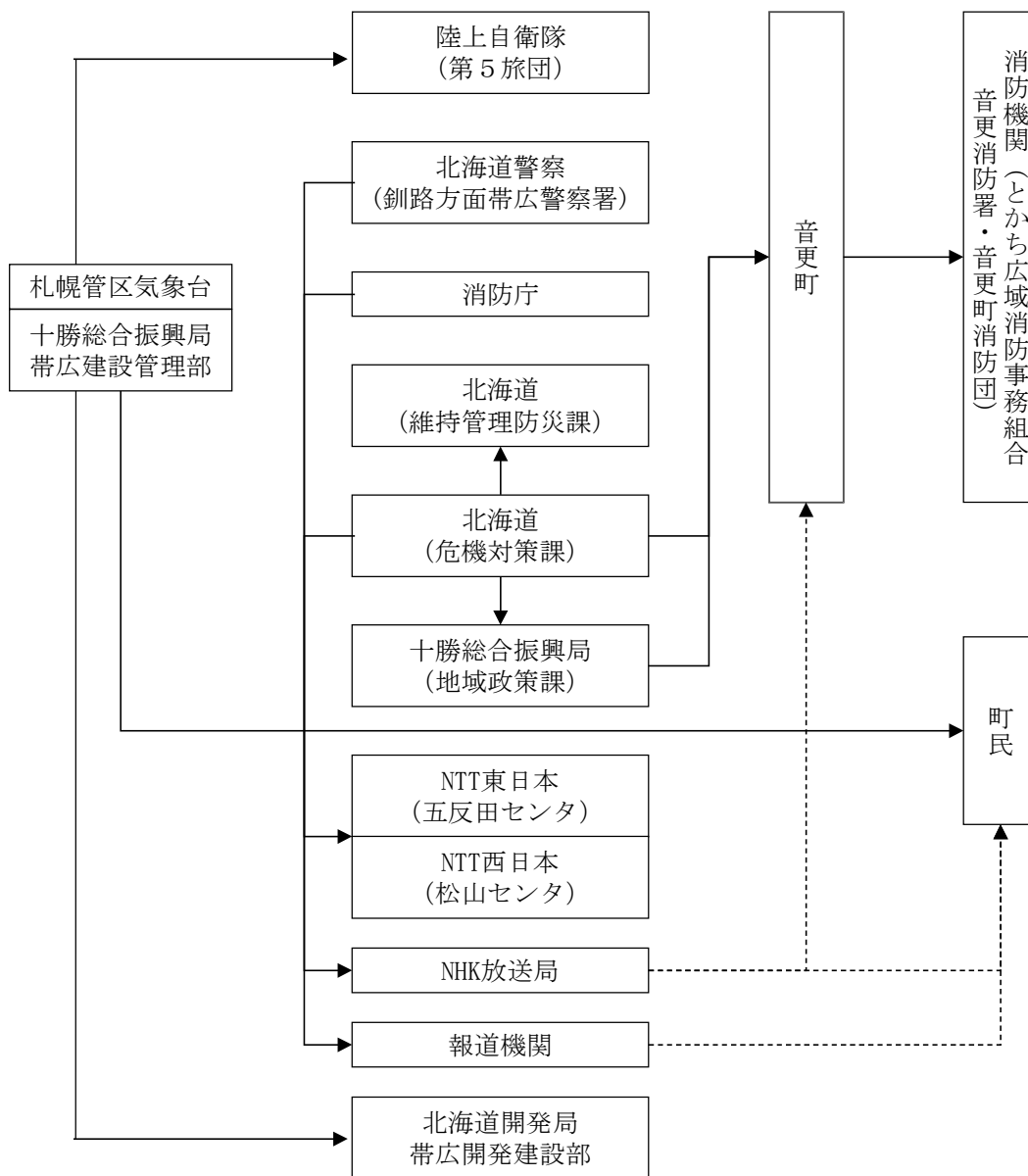
ウ 洪水浸水想定区域

洪水予報河川の洪水による浸水想定区域は、資料編4-2のとおりである。

※資料編4-2：音更町浸水想定区域図

(2) 洪水予報の伝達系路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。



(注: → は法定伝達経路、 - - -> は放送又は無線)

第4節 水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、町長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

2 道が行う水位到達情報の通知

（1）水位周知河川

知事が水位到達情報の通知を行う指定河川（水位周知河川）のうち町に関わる河川は、次のとおりである。

なお、避難判断水位到達情報通知の実施責任者は、十勝総合振興局長とする。

ア 水位到達情報の通知を行う河川、区間及び実施機関

水系名	河川名	区域	実施機関
十勝川	鈴蘭川	左岸・右岸：河東郡音更町字音更西一線29番3地先の五月橋下流端～音更川への合流点	十勝総合振興局 帯広建設管理部

※北海道水防計画別表5より抜粋。

イ 水位到達情報の対象となる基準観測所

指定河川		観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
水系	河川							
十勝川	鈴蘭川	鈴蘭川	河東郡音更町木野西通8丁目4番16地先河川敷線（音更川への合流点から1.2km）	46.40	46.69	46.95	47.89	48.30

※川の防災情報及び北海道水防計画別表5より抜粋。

ウ 洪水浸水想定区域

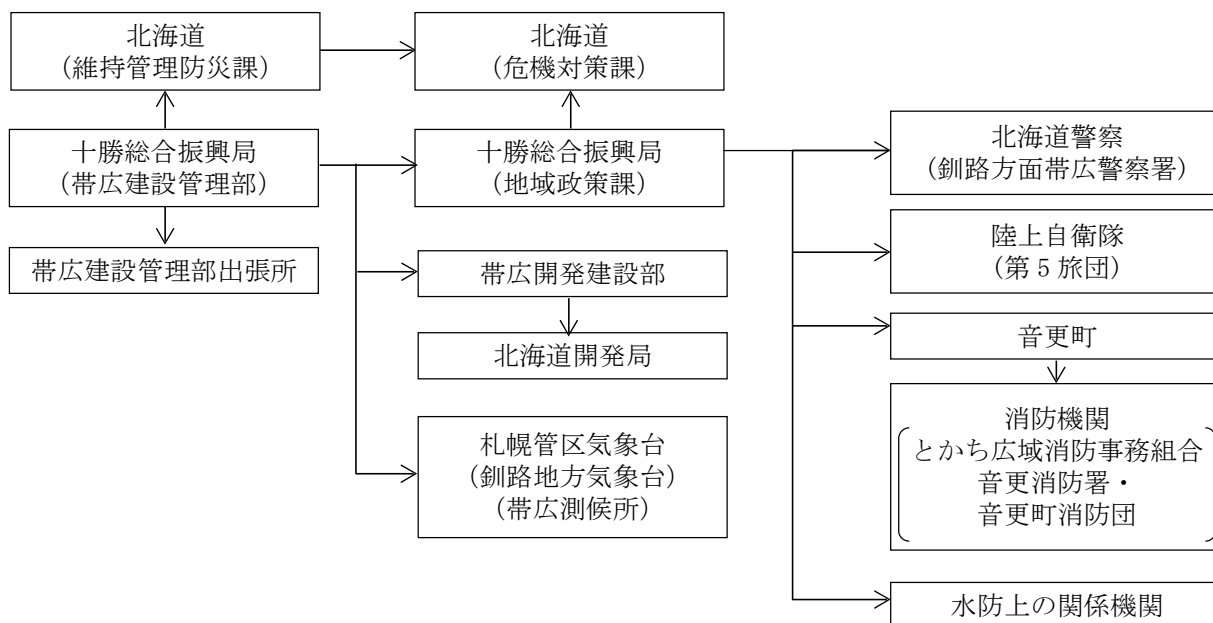
水位到達情報の通知の対象となる河川の浸水想定区域は、資料編4-2のとおりである。

※資料編4-2：音更町浸水想定区域図

(2) 水位到達情報の伝達経路及び手法

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。

また、道では、北海道防災情報システムにより河川の水位情報をメール配信しているが、所管する観測所の水位が観測機器の誤作動等により異常値を配信した場合は、水位等通報系統図に定める関係機関に通知するものとする。



第5節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、 又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。

種類	内容	発表基準
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通大臣が行う水防警報

ア 水防警報指定河川等

国土交通大臣が水防警報を行うために指定した河川（水防警報指定河川等）のうち町に関わる河川は次のとおりである。

(ア) 水防警報を行う河川、区域及び実施機関

水系名	河川名	基準地点	区域	実施機関
十勝川	十勝川	共栄橋 帯広 茂岩	左岸：上川郡清水町字熊牛38番の5地先～海 右岸：上川郡新得町字屈足東2線25番地先～海	帯広開発建設部
	音更川	士幌 音更	左岸：河東郡士幌町字士幌幹西3線187番地先 ～十勝川への合流点 右岸：河東郡士幌町字上音更基線204番地先 ～十勝川への合流点	

※北海道水防計画別表3より抜粋。

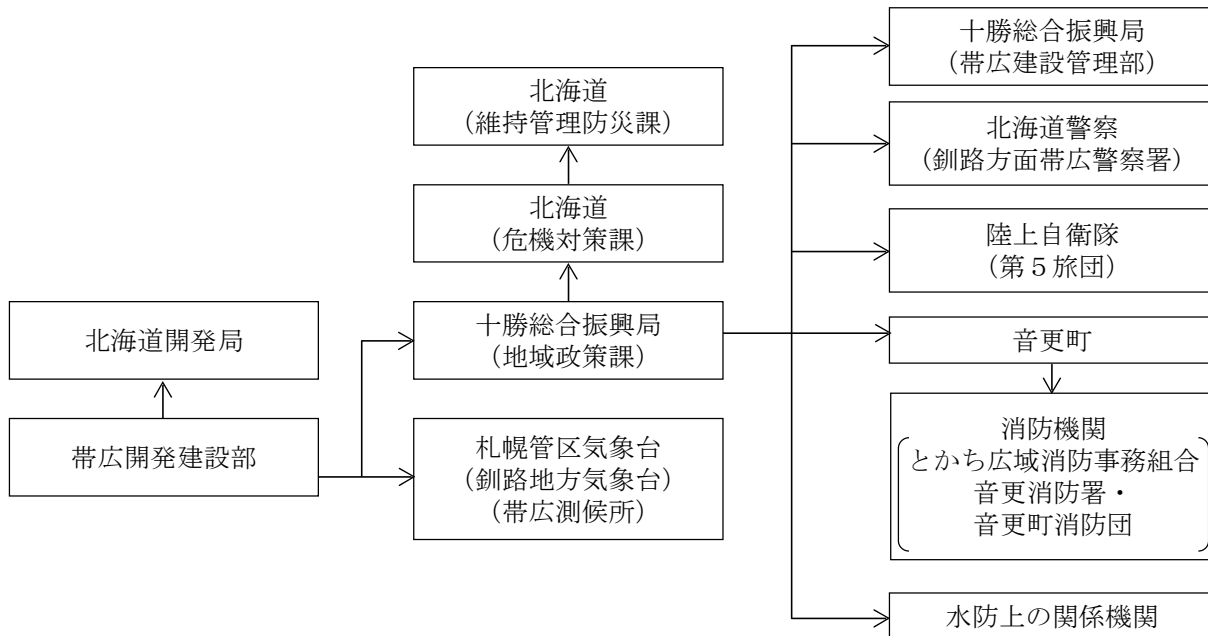
(イ) 水防警報の対象となる基準観測所

指定河川		観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
水系	河川						
十勝川	十勝川	共栄橋	上川郡清水町 字人舞東1線 (kp93.6)	143.50	144.30	145.20	145.40
		帯広	帯広市大通北2丁目 2-2地先 (kp56.6)	34.20	35.20	36.80	37.40
		茂岩	中川郡豊頃町牛首別29線 261番地 (kp21.0)	6.20	6.90	10.00	10.90
	音更川	士幌	河東郡士幌町 字百戸 (kp30.0)	206.10	206.50	207.30	207.90
		音更	河東郡音更町字下音更 東1線37-7地先 (kp9.1)	72.40	73.10	73.80	74.20

※川の防災情報及び北海道水防計画別表3・8より抜粋。

イ 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は次のとおりである。



4 道が行う水防警報

知事が水防警報を行うために指定した河川（水防警報指定河川）のうち町に関わる河川は、次のとおりである。

ア 水防警報を行う河川、区域及び実施機関

水系名	河川名	区域	実施機関
十勝川	鈴蘭川	左岸：河東郡音更町字音更西 1 線35番 2 地先 ～幹川への合流点 右岸：河東郡音更町字音更西 2 線36番 1 地先 ～幹川への合流点	十勝総合振興局 帯広建設管理部

※川の防災情報及び北海道水防計画別表 5 より抜粋。

イ 水防警報の対象となる基準観測所

指定河川		観測所名	地先名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位
水系	河川						
十勝川	鈴蘭川	鈴蘭川	河東郡音更町木野西通8丁目 4番16地先 河川敷線（音更川への合流点 から1.2km）	46.40	46.69	46.95	47.89

※川の防災情報及び北海道水防計画別表5より抜粋。

(2) 伝達系統図

知事が行う水防警報の伝達系統図は次のとおりである。

